

福祉保健生活環境委員会会議記録

福祉保健生活環境委員長 岡野 涼子

1 日 時

令和 8 年 6 月 2 2 日（月） 午後 0 時 5 9 分から
午後 2 時 5 3 分まで

2 場 所

第 5 委員会室

3 出席した委員の氏名

岡野涼子、小川克己、大友栄二、元吉俊博、守永信幸、玉田輝義、澤田友広、佐藤之則

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

猿渡久子

6 出席した執行部関係者の職・氏名

福祉保健部長 首藤丈彦、生活環境部長 井下秀子、病院局長 佐藤昌司 ほかに関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第 6 4 号議案のうち本委員会関係部分、第 7 2 号議案及び第 7 3 号議案については、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 第 6 6 号議案については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することに全会一致をもって決定した。
- (3) 県内所管事務調査のまとめとして、執行部から報告を受けた。
- (4) 令和 7 年度大分県病院事業会計決算の概要について、「涼しいおおいた」おでかけキャンペーンについて、6 月 1 7 日に発生した九重町松木の土砂災害について、第 1 2 次大分県交通安全計画の策定について、一般公衆浴場に対する物価統制令による統制額の見直しについて、日米共同訓練について及び令和 7 年度大分県一般会計予算事故繰越し繰越計算書について、執行部から報告を受けた。
- (5) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることとした。
- (6) 県外所管事務調査について行程の確認を行った。

9 その他必要な事項

な し

10 担当書記

議事課議事調整班	副主幹	仙川正朋
政策調査課調査広報班	主事	佐藤美空

福祉保健生活環境委員会次第

日時：令和8年6月22日（月）13：00～

場所：第5委員会室

1 開 会

2 病院局関係

13：00～13：30

（1）合い議案件の審査

第 66号議案 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部改正について
（付託委員会：総務企画委員会）

（2）諸般の報告

令和7年度大分県病院事業会計決算の概要について

（3）その他

3 福祉保健部関係

13：30～14：15

（1）付託案件の審査

第 64号議案 令和8年度大分県一般会計補正予算（第1号）（本委員会関係部分）

第 72号議案 大分県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部改正について

第 73号議案 大分県幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例等の一部改正について

（2）県内所管事務調査のまとめ

①社会的養護に関する支援体制について

（3）その他

4 生活環境部関係

14：15～15：45

（1）付託案件の審査

第 64号議案 令和8年度大分県一般会計補正予算（第1号）（本委員会関係部分）

（2）県内所管事務調査のまとめ

①くじゅう地域・ユネスコエコパークにおける「涼しいおおいた」の魅力を活かした
夏季等の誘客強化について

（3）諸般の報告

①「涼しいおおいた」おでかけキャンペーンについて

②6月17日に発生した九重町松木の土砂災害について

③第12次大分県交通安全計画の策定について

④一般公衆浴場に対する物価統制令による統制額の見直しについて

⑤日米共同訓練について

⑥報 第2号 令和7年度大分県一般会計予算事故繰越し繰越計算書について

(4) その他

5 協議事項

15 : 45 ~ 16 : 00

(1) 閉会中の継続調査について

(2) 県外所管事務調査について

(3) その他

6 閉 会

会議の結果

岡野委員長 ただいまから、福祉保健生活環境委員会を開きます。

本日は委員外議員として、猿渡議員に出席いただいております。

ここで、委員外議員の皆様に申し上げます。

委員外議員の方が発言を希望する場合は、委員の質疑の終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう、要点を簡潔に御発言願います。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けました議案3件及び総務企画委員会から合議のあった議案1件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより、病院局関係の審査に入ります。

それでは、議案審査に入ります。

まず、合議案件の審査を行います。

総務企画委員会から合議のあった第66号議案知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部改正について、執行部の説明を求めます。

佐藤病院局長 岡野委員長をはじめ委員の皆様方には、病院局の事業について、日頃より御指導・御鞭撻・御支援を賜り、誠にありがとうございます。

本日は、合議案件の審査として、第66号議案知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部改正について、御説明させていただきます。

また、令和7年度の病院事業会計決算がまとまりましたので、概要を御報告させていただきます。

よろしくお願いします。

渋谷総務経営課長 第66号議案知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部改正について、病院局に関連する部分に関して御説明いたします。

議案書は8ページからになりますが、本日は、お手元の福祉保健生活環境委員会資料で御説明いたします。

タブレットの資料2ページをお開きください。

1改正の理由ですが、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、大分県病院事業の設置等に関する条例において引用する地方自治法第243条の2の8第8項が第243条の2の9第8項に繰り下げられ、引用する条項に条ずれが生じております。

今回の改正は、この条ずれ部分について、2改正の内容のとおり、規定の整備を行うものでございます。

最後に、3施行期日ですが、地方自治法の一部を改正する法律の施行日と合わせて、令和8年9月24日としております。

岡野委員長 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

岡野委員長 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

岡野委員長 別に質疑等もないようですので、これより採決いたします。

本案のうち本委員会関係部分は、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

岡野委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定いたしました。

以上で、合議案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。

渋谷総務経営課長 令和7年度大分県病院事業会計決算がまとまりましたので、その概要について御説明いたします。

資料3ページを御覧ください。

令和7年度決算につきましては、現在、県の監査委員による監査が行われており、詳しくは

次の第3回定例会において、決算議案として提案がなされます。

それでは、お手元の資料に基づいて、御説明いたします。

まず、資料左半分の令和7年度決算の概要を御覧ください。表中の網掛け部分のC、本業部分である医業収支について、医業収益は前年度と比べて増加したものの、人事委員会勧告等による給与費の増や物価高等の影響による医業費用の増加により、20億9,600万円の赤字となりました。

下から2行目の網掛け部分、K当期純損益が最終的な収支の判断となりますが、7億8,800万円の赤字となりました。

なお、純損益については、表の一番下、Lに記載しておりますが、令和6年度の労働基準監督署からの是正勧告に基づく医師への時間外勤務手当追加支給分を除いた決算額と比較しますと、前年度から6,600万円の改善となりました。

次に、資料右半分の収支の状況を御覧ください。収益と費用の主な増減について、御説明いたします。

まず、(1) 医業収益(A)は前年度と比べて、4億1,400万円の増となっております。これは、入院・外来ともに、患者数が前年度に比べて微減したものの、診療単価の増加により、入院収益は9,600万円、外来収益は3億1,100万円の増加となりました。

次に、(2) 医業費用(B)は前年度と比べて、8億5,600万円の増となっております。これは、人事委員会勧告などによる給与費の増加、薬品費をはじめとする材料費の増が影響しております。

次に、(3) 医業外収益(D)ですが、前年度と比べて、6億8,400万円の増となっております。これは、一般会計負担金の増額に加え、年度途中に措置されました国や県の補助金収入の増加によるものです。

続いて、(4) 医業外費用(E)ですが、前年度と比べて、1,200万円の増となっております。これは、主に雑損失の増加によるもの

で、支払うべき消費税額が増加したことによるものでございます。

最後に、(5) 特別損失(I)ですが、前年度と比べて2億9,500万円の減少となっております。前年度は、医師への時間外勤務手当追加支給分のうち過年度分といたしまして、3億3千万円の支払いがあったためでございます。

なお、令和7年度は、NHK受信契約の未契約分の追加支払いや現金の支出はありませんが、過年度分の医業未収金の会計上の修正処理などにより、3,500万円を計上しております。

岡野委員長 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

岡野委員長 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

猿渡委員外議員 今年6月から診療報酬が約3%上がりますけれども、昨年度の純損益が約7億円以上の赤字で、今年度の見通しはどのように考えていらっしゃいますか。

渋谷総務経営課長 今年度の診療報酬は、実質6月からの改定となります。実際の診療報酬の中身を見ますと、高度機能医療を担っている当院のような病院、そういったところがある程度は尊重されているというか、手厚くなっております。ですから、ある程度の増収は見込めます。現時点では5億円程度の増収、それ以上かもしれないかもしれませんけれども、5億円程度の増収を見込んでおります。

これについては、実際に患者数が増えないとなかなかその効果も、昨年度の患者数でいくと5億円程度を見ていますので、今年度の患者数が増えればさらに増収が見込めますので、そういった点においては、今年度の患者数を増やす取組をさらに重点的にしていきたいと考えております。

猿渡委員外議員 病院としてもいろいろと努力されているということですが、5億円増収になった場合でも、令和7年度の状況から考えると少し厳しい懸念があるので、引き続き国に向けて働き掛けを強めていただきたいと思い

ます。

佐藤病院局長 最後の言葉、ありがとうございます。我々はそれを痛感しております、もちろん病院、県内の公立病院、あるいは全国の公立病院の会議がございますけれども、80%が赤字の状況で、この診療報酬改定がどれぐらいの補填になるのかが議論の中心でございますけれども、それで赤字が解消する笑顔の病院はほとんどございません。かなり収支が均衡してくる病院はいくつかございますが、それも2割ぐらいの病院でしょうか。我々から見ましても、もともと赤字額が少なかったなどという病院だけです。直申しまして、国策です。いろいろと言えない部分もありますが、自治体病院協議会や学会等からも、もう少し補正予算等を含めて考えていただきたい要望はしなければならぬのではないかという話が議題としては出ております。

当院としまして、猿渡議員がおっしゃったように、約7億8千万円の赤字が相殺されるぐらいの診療報酬改定であれば良いのですが、残念ながら少し届かない。これに人事院勧告の金額が上乗せされるなど、いろいろな要素を考えますと、総務経営課長が申したように、とにかく患者を増やす、そして、少しでも収支を改善させる点、プラス、何かの案を考えないと、我々の目標として、収支均衡が最終目標でこの目標は捨ててはけませんけれども、あくまでもその目標に向かって、もう一つ何か妙案があるのではないかという話をしています。これとこれをすればプラスマイナスゼロになる具体的な案が頭に浮かんでいるわけではございませんけれども、細かな部分も含めて、努力してまいりたいと思っております。

岡野委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

岡野委員長 ほかに御質疑等もないようですので、以上で諸般の報告を終わります。

以上で、予定されていた案件は終わりましたが、この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

岡野委員長 別にないようですので、これをも

ちまして、病院局関係の審査を終わります。

執行部はお疲れ様でした。

〔病院局退室、福祉保健部入室〕

岡野委員長 これより、福祉保健部関係の審査に入ります。

また、本日は委員外議員として、猿渡議員に出席いただいております。

はじめに、本日審査いただく案件について、首藤福祉保健部長から概括的な説明をいただきます。

首藤福祉保健部長 本日の委員会では、補正予算の議案が1件、それから条例改正の議案が2件の計3件を付託しております。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

また、委員の皆様におかれましては、先月14日から今月3日までの間、計6日間、県内所管事務調査で、福祉保健部関係の地方機関や関係施設等を調査いただきました。誠にありがとうございます。

それぞれの調査先において、様々な御助言や御意見をいただきましたこと、また、現場の方々からいろいろなお声をいただいたこと、このようなことを踏まえ、今後も施策の充実に努めてまいります。

それでは、この後、担当課長から御説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

岡野委員長 それでは、付託案件の審査を行います。

まず、第64号議案令和8年度大分県一般会計補正予算（第1号）のうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

高木福祉保健企画課長 資料2ページを御覧ください。

資料下段の2補正事業の内容でございます。

社会福祉施設等省エネルギー化緊急支援事業費、補正予算額は14億9,391万6千円です。この事業は、エネルギー価格高騰下においても、安定的にサービスを提供できる体制を構築するため、社会福祉施設等が行う省エネルギ

一設備の導入に要する経費の一部を助成するものです。

3 ページを御覧ください。

今回の補助金では、LED照明やエアコン、給湯設備を導入する施設を対象に、その導入に要した経費に対して、施設の規模や賃上げの取組状況に応じ、1施設当たり90万円から260万円を上限に助成いたします。

対象施設は、保育所や認定こども園等の幼児教育・保育施設、入所系・通所系等の高齢者・障害福祉施設、医療機関、私立学校などでございます。

岡野委員長 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

守永委員 省エネ設備導入支援補助金について、これから募集をかけるとは思いますけれども、情勢として、どのぐらいの要請というか、取り組みたい状況があるのかという様子が分かれば。施設によっては、この金額でも賃上げを加味すると非常に厳しいところがあると思いますけれども、そうは言っても、人そのものが雇い切れない情勢も含めて、賃上げ枠に取り組もうとするところが何件ぐらいあるだろうかも、様子から見て、状況が分かれば教えてください。

高木福祉保健企画課長 省エネ設備導入支援補助金については、令和4年度の補正事業でもしております。そのときにも、大体1,100施設ぐらいございました。全体の施設でいうと、1万2千施設ぐらいですけれども、その10%ぐらいでございます。今回もそれぐらいは来るのではないかと考えております。

もう1件、賃上げの部分ですが、この事業は省エネの事業に対して90万円から260万円の助成をしますが、それとは別に、先般の2月補正予算で、物価高騰に対する各施設等の14億円規模の補正予算も組み、今、正にその申請を受け付けておりまして、先週末時点で3,600件ぐらいの申込みが出ております。そういった事業などをうまく組み合わせて、また、商工観光労働部が相談事業や制度資金などとしておりますので、そういったことをうまく組み合

わせて、対応していきたいと思っております。

守永委員 いずれにしても、こういう大事な施設の運営が好転するように、いろいろな工夫や、様々な意見も聞き取っていただいて、もし何か事業化する必要があれば言っていただければと思いますので、よろしくお願いします。

岡野委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

岡野委員長 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

岡野委員長 ほかに御質疑等もないようですので、これで質疑を終了します。

なお、採決は生活環境部関係の審査の際に、一括して行います。

次に、第72号議案大分県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

下鶴障害福祉課長 資料4ページを御覧ください。

第72号議案大分県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部改正について、御説明いたします。

まず、1条例の概要を御覧ください。この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律や関係政令の規定に基づき、市町村が行った介護給付費などに関する処分に対して不服がある場合に、処分の適否を審理し、判断を下すために意見を聞く附属機関として設置される障害者介護給付費等不服審査会について、必要な事項を定めたものでございます。

次に、2法改正の内容でございますけれども、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令について、匿名障害福祉等関連情報・匿名障害児福祉等関連情報データベースの利用に関して定める改正が行われたこと等により、条文のずれが生じたものでございます。

次に、3条例改正の内容でございますけれども、障害者介護給付費等不服審査会の委員の定数を規定しました条例第2条第2項について、

引用法令改正後の第58条第3項に改めるものでございます。

最後に、4施行日でございますけれども、当条例の施行期日につきましては、公布日となっております。

岡野委員長 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

岡野委員長 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

岡野委員長 別に質疑等もないようですので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

岡野委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第73号議案大分県幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例等の一部改正について、執行部の説明を求めます。

吉村こども未来政策課長 5ページを御覧ください。

第73号議案大分県幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例等の一部改正について、御説明いたします。

1改正条例についてですが、今年の12月25日に施行されるこども性暴力防止法において、保育所や認定こども園等で働く従事者の性犯罪歴の確認を義務付けられたため、下にあります①～⑤の条例改正を行います。あわせて、3行目に記載しております政令・省令等の一部改正に伴いまして、①～③の条例について、諸般の改正を行います。

2主な改正内容について、まず（1）施設における職員の犯罪事実確認義務の追加です。対象となる犯罪事実とは、わいせつな言動や盗撮などが該当します。性暴力から児童等を適切に保護するため、右の方の表にある対象施設において、その下にあります対象業務従事者となる教員や保育士等に対し、犯罪事実確認等を行わ

なければならない旨を追加いたします。

（2）について、令和6年度に改正した満3歳児の職員配置基準は、職員1名当たりおおむねこども15名ですが、経過措置期間については、これまで当面の間としていたものを令和10年3月31日までといたします。

（3）では、認定こども園の学級編制基準を原則35人以下から30人以下に引き下げます。

最後に、3施行日について、改正内容（1）は法施行日である令和8年12月25日、（2）及び（3）については公布の日としております。

岡野委員長 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

岡野委員長 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

猿渡委員外議員 3点説明いただきましたが、どれも大事なことで、2点目と3点目はもっと早くにしておくべきだったのではないかと思います。

関連で一つ質疑したいのですが、2点目が満3歳児の配置基準ですけれども、乳幼児や0歳児など、特に年度途中に入所してくるケースが多い。これは当然そうなるわけですが、そういう中で、乳幼児の年度途中からの入所枠を確保するための自治体独自の補助を求める声があります。埼玉県、岐阜県、愛知県などの乳児途中入所促進事業費など、県が独自に補助している自治体がありまして、保育園などからそういう声が上がっていますので、人員配置・人材確保も厳しい中で、入所した後でないと委託費が支給されない制度をカバーするものが必要だという声が上がっておりますので、是非これを今後考えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

吉村こども未来政策課長 猿渡議員がおっしゃったとおり、4月1日に待機児童数はゼロになっているのですが、年度が進むにつれて入所児童が増えていき、一部待機児童が出てくる市町村もあります。

年度途中での保育士の確保についてもまだ十

分ではない。保育士が確保できないので、さきほどの配置基準等を満たせないで、年度途中についてはお断りしている園もございます。

すみません、さきほどの埼玉県、岐阜県、愛知県の取組は存じ上げなかったもので、どういった対応ができるのかは検討させていただきたいと思います。（「お願いします」と言う者あり）
岡野委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

岡野委員長 ほかに質疑等もないようですので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

岡野委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、付託案件の審査を終わります。

次に、去る5月14日から6月3日にかけて実施しました県内所管事務調査のまとめについて、執行部より説明をお願いします。

森こども・家庭支援課長 資料6ページをお開きください。

虐待や親の病気など様々な事情により、家庭で暮らせない子どもたちを社会が公的責任において保護し養育する仕組みを社会的養護と言います。

所管事務調査において、施設の役割や連携状況について質疑を頂戴しましたので、今回まとめさせていただきます。

資料左端に要支援、要保護と記載しております。資料上から在宅支援を行う施設、下に行くにつれて重篤度が増し、家庭分離が必要な子どもをお預かりする施設となっていきます。

まず、左上の①こども家庭センターは、母子保健と児童福祉の二つの機能が統合された市町村の機関です。妊娠届時の問診や乳幼児健診などを通じて、こどもの発達特性や家庭環境の課題等を把握し、支援が必要なケースにつきましては要保護児童対策地域協議会、いわゆる要対協で関係機関と情報共有・役割分担を行います。

その中で、生活習慣の形成や学習のサポートが必要と判断されたケースは、②児童育成支援

拠点につながります。ここは、日田市で視察いただいた児童育成支援拠点ひなたが該当します。

また、③児童家庭支援センターは、もともと児童相談所の機能を補完する地域の相談窓口として創設された施設になります。児童相談所の委託を受けて、要保護性の高い家庭への指導、子育てに関する専門的な助言などを行います。視察いただいたひなたにも児童家庭支援センターが併設されており、密に情報共有しながら、家庭の状況に応じた支援を連携して行っている。以上が、主に在宅支援の施設になります。

一方、家庭分離が必要とされるケースにつきましては、資料の下半分に記載しています④から⑥の一時保護、⑦と⑧の里親等委託、⑨から⑫の施設入所などの措置を児童相談所が行います。

このうち、親元を離れたこどもに家庭的な養育環境を提供してくださる里親への支援をさらに充実させるため、左下の⑭おおいと里親養育支援センター *chies*（チーズ）が今年度から新たに運営を開始したところです。当センターでは、児童相談所と連携し、全県を対象に里親制度の普及啓発やリクルートを行うほか、大分市内の養育里親を対象にこどもとのマッチングから養育中の相談、委託児童の自立まで切れ目なく支援していただきます。

今後も、県が中心となって、各施設同士の連携をしっかりと図りながら、大分のこどもたちの命と未来を守る取組を進めてまいります。

岡野委員長 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

岡野委員長 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

岡野委員長 非常に分かりやすくまとめていただきまして、ありがとうございます。こうして可視化できるのは理解が進むので、大変有り難いです。

別に質疑等もないようですので、以上で、県

内所管事務調査のまとめを終わります。

以上で、予定されていた案件は終わりましたが、この際、ほかに何かありませんか。

玉田委員 事前に言っていれば出たと思いますけれども、2013年から国が実施した生活保護の減額について、2025年に最高裁判決でデフレ調整分が違憲と認定され、遡っての払戻しが厚労省の中でいろいろと議論されているみたいですけれども、知りたいのが大分県での影響です。対象になる保護世帯がどれぐらいあって、相談が寄せられているのかどうか。それと影響額など、その辺をつかんでいけば教えてほしい。急に言ったので後からでも構いませんけれども、生活保護については、市町村の福祉事務所と県の福祉事務所でそれぞれの対象や相談する場所が違うので、県として全体を把握するのはもしかしたらしていないと思ったのですけれども、町村に該当する部分についての相談窓口等はあるのかどうか。数字については後でいいですけれども、今の概要について、分かる段階で教えてほしいのですが、よろしくお願いします。

川邊保護・監査指導室長 すみません、分かる範囲でお答えいたします。

まず、県全体への影響ですけれども、影響については、全市町村の数値は把握しておりますが、県の福祉事務所、要は町村部となると、約400世帯が対象と考えています。

それから、町村の窓口につきまして、東部と西部の県の地域福祉室で窓口としておりますけれども、町村でも相談が受けられるように体制は整えております。

後で数字をお知らせしたいと思いますので、よろしくお願いします。

玉田委員 ありがとうございます。

委員の皆さんで数字を共有するということでしょうか。

岡野委員長 はい。

玉田委員 それでは、急だったので、数字については後ほどよろしくお願いします。

具体的に何らかの相談が上がっているということもあるのでしょうか。それだけ最後に教え

てください。

川邊保護・監査指導室長 県の本庁にも数件問合せがっておりますが、基本的には各実施機関の支所や福祉事務所で聞いております。いくつかの相談を受けている旨は聞いております。

(「分かりました」と言う者あり)

岡野委員長 後ほど、皆さんに数字は共有させていただきたいと思います。

ほかにありませんか。

(「なし」と言う者あり)

岡野委員長 ほかにないようですので、これをもちまして、福祉保健部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れ様でした。

[福祉保健部退室、生活環境部入室]

岡野委員長 これより、生活環境部関係の審査に入ります。

また、本日は委員外議員として、猿渡議員に出席いただいております。

はじめに、本日審査いただく案件について、井下生活環境部長から概括的な説明をいただきます。

井下生活環境部長 岡野委員長、小川副委員長をはじめ、委員各位におかれましては、日頃から生活環境部の取組について、大所高所から御指導いただいていることに対しまして、改めて御礼申し上げます。

本日の委員会では、付託案件であります令和8年度大分県一般会計補正予算(第1号)について、御審査をお願いいたします。

また、先月14日から今月3日までの県内所管事務調査について、県内様々の場所に行っていただきました。生活環境部に関する多くの箇所でございます。様々な激励や御意見をいただきまして、本当にありがとうございます。いただいた御意見につきましては、今後の施策にしっかりと反映すべく取組を進めてまいりたいと考えております。

特に、本日は所管事務調査を通じて多くの御意見をいただきましたユネスコエコパークのP

Rと今後の活用について、御説明させていただきます。

それから、諸般の報告でございます。今月17日に小川副委員長の地元であります九重町で発生いたしました災害の状況についてなど、6件を報告させていただきます。

それでは、順次担当課室長から説明いたします。本日はどうぞよろしくお願いいたします。
岡野委員長 それでは、付託案件の審査を行います。

まず、第64号議案令和8年度大分県一般会計補正予算（第1号）のうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

大平環境政策課長 それでは、第64号議案令和8年度大分県一般会計補正予算（第1号）のうち、本委員会関係部分について説明いたします。

資料2ページを御覧ください。

1補正予算額ですが、当部関係の補正予算額は、左の区分の上から3段目、第1号補正予算案欄の赤枠で囲っている1億2,040万円です。これに既決予算を加えた本年度予算の総額は、その下にあります赤枠の78億5,223万円となります。

資料一番下の2補正事業の内容ですが、補正事業は1事業でありまして、おおいたグリーン事業者認証推進事業、補正予算額1億2,040万円となっております。

続きまして、3ページを御覧ください。

事業の概要について、説明いたします。

まず、おおいたグリーン事業者認証制度とは、事業活動におけるエネルギー効率の改善や産業廃棄物の削減等、脱炭素化に取り組む県内企業を認証し、その取組を後押しする制度となっております。

この事業は今年度当初予算においても予算化しておりましたが、昨今の中東情勢等に伴うエネルギー価格高騰下においても、脱炭素化に取り組むおおいたグリーン事業者の認証取得を促進するため、省CO2設備導入支援を緊急的に拡充するものです。

具体的には、表に記載のとおり、補助率は2

分の1から5分の4に、補助上限額についても補助率の引上げ幅に準じて引き上げます。補助件数は補助率や上限額の引上げに伴う申請件数の増を見込み、2倍に設定しております。

申請受付期間は、下部に記載のとおり、7月から12月の間を予定しております。

本事業の推進によりまして、県内事業者の環境負荷低減への取組を力強く後押しし、本県の脱炭素化を促進してまいります。

岡野委員長 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

佐藤委員 おおいたグリーン事業者認証推進事業の関係につきまして、さきほどの福祉保健部でも事業内容は似たような感じですが、目的が違うのではないかと思います。例えば、さきほどの福祉保健部と違うのは、賃上げ加算があったのですが、これも会社や事業者が対象ですよね。そういうのは必要なかったのかどうか。

それと、これも少し毛色が違うと思いますけれども、市町村でも全部が全部というわけではなかったと思いますが、国の補助を受けて、何か月か前から家庭のエアコンの補助をしました。非常に人気でとても足りなかったもので、できればまた後押しをしていただければ有り難いと思っているのですが、その辺についてお聞かせください。

大平環境政策課長 ただいまの質疑について、まず、予算の枠組みなど要件の賃上げ枠の設定になりますけれども、今回の補正予算では、全庁的に省エネなど、エネルギー価格の高騰下における電力対策ということで、福祉保健部以外の商工観光労働部や農林水産部など、いろいろなところで同様の補正予算を組ませていただいております。

対象が事業者になるわけですが、生活環境部は、このような状況下においても、ここにありますグリーン事業者ということで、環境に配慮した、さらにこういった苦しい中でも環境に取り組みますといったところに対しての補助になっております。ほかの部では、通常補助

率が4分の3になっているかと思いますが、でも、それをさらにかさ上げをした形で、当部では5分の4という形で少しインセンティブを付けて事業者の募集をしており、それが少し賃上げ枠に重なる部分もありますけれども、当部ではそういった枠組みという形にしております。

もう一つの省エネ家電の補助については、今回、我々もいろいろと検討はさせていただいたのですが、県内の市町村の半数以上が取り組むことになっておりまして、そういった重なる補助は一旦見送ろうということで、検討はさせていただいたのですが、状況としてはそういったところでありまして。

佐藤委員 おっしゃることはすごく分かるし、補助率も高くなっているということで分かるのですが、どうも事業者から見ると分かりにくいところがあって、向こうが高くてこっちが低い又は賃上げではなくてもうけではないかという話は引っ掛かるところがあると思いますので、今後精査いただきたいと思います。

それから、さきほどの市町村の一般家庭補助です。これは本当に殺到しますので、是非機会があれば御検討をお願いしたいと思っています。

大友委員 佐藤委員の質疑に関連して、おおいグリーン事業者認証制度を取得しているのは、どれぐらいの数があるのですか。

大平環境政策課長 現在207の業者が認証を取っております。

大友委員 ちなみに、新たにおおいグリーン事業者の認証を受けようと思うと、スケジュールやハードルなどはどのような感じでしょうか。

大平環境政策課長 認証を受けようと思った事業者については、まず、自分のところで電気の使用料、水の使用料、産業廃棄物の削減量など、今後、事業活動を行う中でどれぐらいの削減をしますという削減目標の数値をつくっていただいて、計画書を県に提出いただければ認証する仕組みになっておりまして、おおむね1か月ぐらいあれば認証ができると考えております。

（「分かりました」と言う者あり）

澤田委員 同じく関連ですが、これは申込受付期間が12月までの予定となっておりますけれども、

今、工事が結構立て込んでいて、工期がなかなか難しい状況で、年度を越すような場合、例えば、12月に申請し、工事をお願いしますと受注、発注して、工期が3か月以内に終わらなかった場合、年度を超える場合というのは、会社が経費の計上を含めていろいろ大変になるかとは思いますが、そういった想定も入れた上で、今回、こういった補助をされるということではよろしいでしょうか。

大平環境政策課長 そちらの資料にも記載しておりますが、対象機器を見ますと、おおむね3か月から4か月程度の標準工期が想定されているので、我々は年内に募集を締め切る形を取っております。

澤田委員 分かりました。万が一、年度を超えるようなことがあった場合、柔軟に対応いただければと思いますので、よろしくお願いします。

守永委員 2点伺いたいのですが、1点は澤田委員がおっしゃったことに関連して、申請受付期間が12月28日までとなっているのですが、7月1日から受付をし、順次決定していく状況にあるのか、12月28日まで総体的に待たなければならない企業があるのか。12月28日に受付を終了して、どのくらいでいいですよという返事ができるのかが1点。

もう1点が、207事業者が令和8年6月段階の数字ですが、対象機器の省CO2技術の中で、省CO2アドバイザーによるアドバイスに基づいて事業をするとなっているのですが、認証を受ける段階で、省CO2アドバイザーと関わりを持つのかどうなのか。207社以上の事業者に対応するとなれば、相当な数のアドバイザーが必要だと思いますけれども、これは登録制なのかどうかも分からないのですが、今、県下で何人ぐらいのアドバイザーがいっているのか教えてください。

大平環境政策課長 まず、工期というか、申請受付の関係につきまして、基本的には順次受け付け、予算枠に達した段階で募集は締め切らせていただこうかと考えております。交付決定についても、順次申請を受け付け次第、行っていく予定としております。

省ＣＯ２アドバイザーの件につきまして、省ＣＯ２アドバイザーは、おおいたグリーン事業者の認証を取るところとは別の話になっておりまして、基本的におおいたグリーン事業者の認証を取る際は、事業者側が県の担当者にいろいろと相談いただければ、こういった取組ができるのではないかと御相談を受けております。

今回の事業で活用させていただこうと思っております省ＣＯ２アドバイザーについては、いろいろな資格がありますけれども、例えば、エネルギー関係であればエネルギー管理士、省エネの診断士、そういった方に加えて、今回、構造物など建物そのものの省エネを進めるという意味で一級建築士、そういった方を今回のアドバイザーとして想定しておりまして、当面、この事業では３名の方を登録しようと考えております。

省ＣＯ２技術を使う事業は件数としては２０件の枠になっておりますから、２０７の業者が全てこちらに来る想定はしておりませんので、３人の方で頑張っていこうと考えております。

守永委員 省ＣＯ２アドバイザーが、これに関連するいろいろな資格を持っている方を指定するという形になるということは、本課と事業実施主体で協議しながら、どういう人ならアドバイザーとしてアドバイスをもらえるのかという話をしながらになると想像します。３名を想定しているということですが、その３名はどのような方々なのかを教えてくださいいいですか。

大平環境政策課長 ３名の方は、これまでも県の事業でいろいろと一緒に活動させていただいている方になるのですけれども、二人が一級建築士の資格を持たれている方で、もう一人がエネルギーの診断士の資格を持たれている方になります。

このアドバイザーについては、今、我々も順次募集をしておりますので、県に登録して一緒に活動したい方であれば、順次受付をさせていただいております。（「ありがとうございます」と言う者あり）

岡野委員長 私からも１点。今年度募集してい

る暑熱対策事業で、空調服などそういったものをするときに、おおいたグリーン事業者の認証が必要だったと認識しているのですけれども、その事業とはどう違うのか教えてください。

大平環境政策課長 この事業はハード的な整備を想定しておりまして、委員長がおっしゃった空調服など、そういったものについては気候変動に適応するための策で、熱中症対策など、そういった観点で、これとは別の事業で予算化をさせていただいております。当然、支援するには、おおいたグリーン事業者という形が必要になっております。

岡野委員長 分かりました。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

岡野委員長 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

岡野委員長 ほかに御質疑等もないようですので、これより、さきほど審査いたしました福祉保健部関係部分とあわせて採決いたします。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

岡野委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、去る５月１４日から６月３日にかけて実施しました県内所管事務調査のまとめについて、執行部より説明をお願いします。

河部自然保護推進室長 県内所管事務調査のまとめとしまして、くじゅう地域・ユネスコエコパークにおける涼しいおおいたの魅力を活かした夏季等の誘客強化について、説明いたします。

資料４ページを御覧ください。

先般の所管事務調査におきまして、ユネスコエコパークにおけるＰＲと今後の活用に関して、貴重な御意見をいただきました。今回、同地域及び隣接するくじゅう地域において今年度実施する誘客強化の取組について、御説明いたします。

阿蘇くじゅう国立公園くじゅう地域と祖母・傾・大崩ユネスコエコパークでは、初夏のミヤマキリシマや秋の紅葉時期は利用者数が多いものの、シーズンを外れた夏場の利用者数が伸び悩んでおります。

さらに、本県は温泉のイメージが定着している一方で、一部地域では連日40度を超える酷暑の予報が発表されるなど、夏は暑いというイメージで見られがちです。観光事業者からも、酷暑が続く夏場は旅行先として選ばれにくいといった声も聞かれます。

このため、資料右側にありますとおり、当地域は実は涼しいという客観的な事実に着目し、九州の避暑地として位置付け、涼しいおおいたとしてのイメージアップを図りたいと考えています。

取組の一つ目は、両地域での滞在を促すテレビCM、WEB広告、ポスター等による情報発信です。避暑地としてのブランド力向上を図り、夏の誘客増加につなげるため、動画を作成いたしました。6月から、福岡県などの隣県においてテレビCMを放映するほか、こうしたコンテンツを活用し、様々な手段で情報を国内外へ発信しております。

二つ目は、海外事業者向けの現地体験会の実施です。訪日旅行者数が拡大している台湾を主なターゲットとしまして、旅行事業者やインフルエンサーを招聘することで、旅行商品の造成や認知度向上につなげてまいります。夏と冬にそれぞれ1回ずつ実施する予定であり、夏は8月の開催を予定しております。

三つ目は、両地域をつなぐ体感スタンプラリーです。お手元にリーフレットも配布しておりますので、御覧ください。7月開始の夏キャンペーンと11月からの秋冬キャンペーンを実施いたします。特に、夏キャンペーンでは、体験や宿泊できるスポットの周遊を促し、涼しいおおいたを体感していただくことを目指します。

来年度、ユネスコエコパークが登録されて10年目を迎えることもあり、今回の取組を通じて、国内外からの認知度を高めるとともに、地域の皆様にも地元の素晴らしさを再認識してい

ただくことで、さらなる魅力向上に取り組んでまいります。

岡野委員長 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

佐藤委員 すみません、駄目と言うつもりはないのですが、涼しいおおいたのタイトルの中で、どうして冬の体験会と、それから、秋冬キャンペーンの話が入ってくるのかというのが少し不思議です。

逆に、そちらの二つは、涼しいおおいたではなくて、何を相手に動くのかを教えてください。

河部自然保護推進室長 涼しいおおいたということで、夏の期間は涼しいところに出かけてもらい滞在を促すことを目的としておりまして、秋冬キャンペーンも、夏に訪れた人たちに、もう一度秋冬の楽しさも知ってもらいたいということで、秋冬にも楽しいスポットを紹介しまして、年間を通じた誘客と周遊を行うということで、秋冬キャンペーンも掲載しています。

岡野委員長 よろしいですか。（「大丈夫です」と言う者あり）

澤田委員 体感スタンプラリーのポイントにつきまして、これは何名ぐらいになるのですか。例えば、Aコースペア1組宿泊券ですけれども、これは何名ぐらいもらえるのかなど、教えてもらえればと思います。

河部自然保護推進室長 10ポイントのAコースでは、ペア1組宿泊券は1名になっております。その他、Bコース、Cコース、Dコース、Eコースがありますが、AコースからEコースまで合わせて、夏キャンペーンは65名が抽選で当たる予定としております。

澤田委員 こういうことは非常に大事なことでと思います。確かにそうだと、私もこれを見たときに、涼しいとはこういったものがあるのだと勉強になりました。

体感スタンプラリーの場合、もう少し余り高価な商品ではなくても、例えば、CコースからEコースなどでもっといっぱい景品がもらえるようになっていないと、私のイメージとしては応募しても当たらないかなという気がして、余

り楽しみがないのかなという気がします。勝手な意見で申し訳ないのですが、状況を見ながら、少し振るっっていないことがあれば、是非、もう少し拡大するなど柔軟に考えていただければ、せっかく良いキャンペーンなので、適宜変えていただければと思いますので、よろしくお願いします。要望です。

井下生活環境部長 今回の自然保護推進室のユネスコエコパークを巡るキャンペーンについては、ある程度、宿泊や体験を行っていただく。ユネスコエコパークについて、委員の皆さんから、知ってもらえていない、経験してもらえていないというお話を非常に多くいただきました。

まずは、そういうところを訪ねて、どんなに良い場所なのかを体験してもらい、冬にもつながっていければということでございます。

そこが1点と、次の5ページにもつながるのですが、涼しいおおいなおでかけキャンペーンは、県内各地、ユネスコエコパーク以外のところも巡るということで、こちらは200ポイントで千円のデジタルチケットが当たる、そういう低額のを250名の方に、すみ分けと言いますか、そういう形で考えております。

（「分かりました。ありがとうございます」と言う者あり）

岡野委員長 よろしいでしょうか。（「はい、大丈夫です。ありがとうございました」と言う者あり）

大友委員 県内所管事務調査でこの話になったときに、例えば、ユネスコエコパークやジオパークなど、認定前後の変化はどうですかという質問もさせていただいたのですけれども、なかなか答えようがないというか、具体的な数字もないわけです。例えば、こういうことをして、効果測定というか、その辺はどのように図っていくのかを伺いたいと思います。

河部自然保護推進室長 委員がおっしゃったように、これまで認知度調査をなかなか実施できておりませんので、今年度、2県6市町で認知度調査を行うこととしております。今後、来年在ユネスコエコパーク10周年という節目の年を迎えることもありまして、今、普及啓発、広

報に力を入れておりますので、そういった効果測定を皆様に見える形でお伝えできればと考えております。（「是非お願いします」と言う者あり）

井下生活環境部長 ユネスコエコパーク内の道の駅は、全体で年間120万の方においでいただいております。そういう方は道の駅でいろいろな買物をしていただいたり、観光情報をゲットしていただいたりしているのですけれども、御自分がユネスコエコパーク内の道の駅に来ている、その認識がない方が多いです。その部分の周知が我々も非常に欠けていたと考えておりまして、委員からの御指摘等を踏まえて、買物にいらっしゃっている紙袋に必ずユネスコエコパークのチラシを入れるようにして、こちらがユネスコエコパークだということを知っていただいて、さらにほかのいろいろなところにも足を運んでいただくという形にしております。

そういった部分も含めて、どの程度の方に認知していただいているのかを今後詳細に検討しまして、今後の施策等も結び付けていきたいと考えております。

岡野委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

岡野委員長 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

岡野委員長 ほかに質疑等もないようですので、以上で、県内所管事務調査のまとめを終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。

まず、①の報告をお願いします。

大平環境政策課長 涼しいおおいなおでかけキャンペーンについて、御説明いたします。

資料5ページを御覧ください。

さきほど、部長からも少しお話がありましたけれども、さきほど説明いたしましたスタンプラリーの件につきましては、くじゅう地域やユネスコエコパークを九州の避暑地としてPRして誘客を図っていく事業になっておりますが、県内にはそのほかにも多くの冷涼スポットがあ

りますので、暑い日が続く中でも県内各地の冷涼スポットへお出かけをしていただきまして、これらのスキームとしましては、家庭での冷房を抑えることでＣＯ２の排出抑制につなげるキャンペーンとなっております。

キャンペーン期間は６月１６日から８月３１日までとなっております、期間中に冷涼スポットなどを訪問すると環境アプリエコふぁみにポイントが付きまして、さきほどお話がありましたように、抽選で千円分のデジタルギフトが当たる仕組みとなっております。

グリーンアップおおい運動の一環として本キャンペーンを展開しまして、県民の皆様には楽しみながら環境に配慮した行動に取り組んでいただき、環境意識の向上を図るとともに、誘客による地域経済の活性化にもつなげていきたいと考えております。

岡野委員長 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

岡野委員長 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

岡野委員長 別に質疑等もないようですので、次に、②について報告をお願いします。

山口防災対策企画課長 資料６ページを御覧ください。

６月１７日に発生した九重町松木の土砂災害について、御説明いたします。

被害につきましては、住家１棟が土砂災害に巻き込まれ、住人の５０代女性の１名が足を骨折する重傷、３０代男性は外出していたため無事でした。また、県道下恵良九重線が全面通行止めとなっております。

避難状況ですが、６月２１日１６時３０分時点で、２世帯１０名の方が、１キロメートル離れた東飯田ふれあい交流センターに避難しております。

県の対応状況としまして、当日の１９時３０分に災害対策連絡室を設置し、当日のうちに、九重町役場に職員を派遣し情報収集にあたった

ほか、被災現場で迂回路の誘導等にあたっております。

次に、資料の右側です。土木建築部において、傾斜計や土のうの設置、ブルーシートを使った雨対策を行い、二次災害の防止を行っております。

引き続き、九重町と連携して、避難者の健康状態やニーズの把握に努めながら、一日も早く日常に戻れるよう復旧作業を進めてまいります。

岡野委員長 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

玉田委員 避難されている方の避難が終わるといふか、見通しはどれぐらいになっているのかということと、もう一つは、土木建築部かもしれないけれども、危険地域か何かに指定されていたのかどうか。その２点について教えてください。

山口防災対策企画課長 見通しについてです。現在２世帯１０名の方が避難されていますが、まだ上から土砂が落ちてくる可能性があるということで、怖いということもありまして、しばらくは避難が続くものと考えております。すぐに解除はなかなか難しい状況でございます。

二つ目の地域の指定ですが、土砂災害特別警戒区域の指定を受けている箇所でございます。

（「分かりました」と言う者あり）

岡野委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

岡野委員長 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

岡野委員長 ほかに質疑等もないようですので、次に、③について報告をお願いします。

今井生活環境企画課長 第１２次大分県交通安全計画の策定について、御説明いたします。

資料７ページをお願いいたします。

第１２次大分県交通安全計画について、計画の全文につきましては、Side Books（サイドブックス）に保存しておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

先の初常任委員会で御説明させていただきま

した中間案について、パブリックコメントを経て、大分県交通安全対策会議で今月１５日に第１２次大分県交通安全計画として決定いたしました。

まず始めに、１第１２次計画の位置づけ及び基本理念と２計画の概要につきましては、中間案から変更はございません。令和１２年度までの目標を新たに設定するとともに、第１１次計画に、外国人の交通安全対策の推進や、特定小型原動機付自転車をはじめとする小型モビリティの法令遵守の徹底と安全対策の推進など、新たな視点を加えまして、安全で安心な大分県の実現を目指してまいります。

次に、４パブリックコメントの実施状況についてですが、４月１７日から５月２０日にかけて実施しましたところ、４件の御意見をいただきました。

具体的には、高齢者の交通事故死者減少に向けた対策、外国人免許取得者への指導、横断歩道における車両の一時停止の啓発、自転車交通反則通告制度の周知といった県施策のより一層の推進を求める意見がございました。いただいた意見に留意しながら、本計画の推進に努めてまいります。

岡野委員長 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

守永委員 交通安全計画を策定するということで、これから議論して深めていくと思いますけれども、自転車に対する対策です。

この中に盛り込むべきなのか、それとも、別途土木建築部と協議するだけでいいのか分からないのですが、自転車が交通反則通告制度（青切符）の対象になってから、自転車も交通ルールに気を付けて、効き始めていることは感じます。

しかし、道路の方がそれに追いついていないとを感じるのが、一方通行について軽車両は対象外になっているのですが、軽車両として自転車が一方向通行路を逆走するときに、一時停止を含めて、交通ルールの表示が全くないです。

ですから、止まらなければならないところに

一時停止の標識がないから、止まらずに進むことも当然あり得る話ですけれども、自転車の運転手に注意しなさいということだけで済むのか、ハード的な整備が必要なのか、それを検討していただきたいと思います。

特に、住宅街の中の交差点については、基本的に標識がなくても一時停止すべきところはしっかりと止まれという話でいいでしょうけれども、実際には、車も含めて、そういう状況にならない実態もありますので、是非御検討いただきたいと思います。

今井生活環境企画課長 自転車に関しましては、青切符制度が始まったということですが、基本的な自転車の交通ルール自体は変わっておらず、従前どおりですが、今回の交通安全計画の中にも、自転車道の整備など、そういった自転車のルールの啓発について、高齢者や学生等、世代ごとに啓発していくという取組も書いております。標識の問題につきましても、警察も含めて、土木建築部等ともいろいろと協議していきたいと、どうことができるのかは我々としても検討していきたいと思っています。（「よろしくお願いします」と言う者あり）

大友委員 ２計画の概要の中で、目標値が死者数２６人以下／年とあります。私はこれにいつも引っ掛かりますけれども、死者数の目標値はゼロだと思います。表現の仕方はほかにしようがないのですか。何か決まりがあるのですか。

今井生活環境企画課長 確かにおっしゃるとおりだと思いますが、国の計画に基づいてと言いますか、国の計画が更新されたごとに県の計画も策定しておりますが、国がそうになっていることもありまして（「こういう書き方なんです」という者あり）、我々としてもそう表現していますが、当然ゼロが目標だと思います。

大友委員 恐らく国や他県とそろえてしていると思いますけれども、死者を伴う事故件数など、表現の仕方が違う方がいいのではないかと思います。いつも少し違和感があるので、警察のときもそうですけれども、分かりました。

澤田委員 外国人の交通安全対策の推進の関係について、今回、私も一般質問をさせていただ

いた外国人の自転車ルールについてですが、外国人の交通安全対策について、免許取得時にしっかりと周知ができるということで、ある意味対策はできると思います。

自転車に乗っていらっしゃる外国人の方が大分市内は非常に多くて、先日も2車線の道路において赤信号で右折専用の表示が出ていたところ、外国人が15人ぐらい自転車で連なって自動車と一緒に右折していく。信号が赤から青に変わるので車は止まったけれども、外国人は分からないので横断していたケースなど、そういうことを私も散見します。

さきほど守永委員がおっしゃっていましたが、海外などに行くと標識に英語でストップなど、外国人でも分かる世界共通語の標識が付いていると思います。ただ、日本ではなかなかそういったことがないので、庁内連携で県警察や土木建築部としっかりと相談しながら、外国人がこれから増えるので、ルールとして、どういったところで防いでいくのかを検討していただきたいと思います。現状はどういう感じでしょうか。

今井生活環境企画課長 外国人に対する啓発が課題だと考えておまして、交通安全推進協議会や県警察も多言語の交通安全のチラシなどを作成して配布したりしております。それから、外国人を雇い入れている事業者に向けて、県警察が従業員向けの交通安全教室のようなものを実施しております。約2千人弱の方が受講していることがあります。

標識等については我々の担当ではありませんので、そういう御要望があったことは、県警察や土木建築部等と検討してまいりたいと思います。

澤田委員 そういった意味で、私も一般質問のときに、企業に対してという話を商工観光労働部にさせていただいてはいるのですが、外国人が1万4千人弱いて、それでも2割弱しか浸透できていない現実があつて、年々さらに増えていくことを考えれば、県警察だけが企業でそういった講習をするなどでは多分追い付いていけないと思いますから、全庁でしっかりと

連携できる体制を進言していただければと思います。要望ですが、よろしくお願いします。

岡野委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

岡野委員長 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

猿渡委員外議員 外国人の交通マナーやルールについて非常に怖い思いをした澤田委員の経験を伺い、自転車や歩行者を含めて、外国人観光客へのルールの周知がなかなか難しいかと思います。運転する場合もあるかと思いますが、現在どういう形で観光客に対して周知しているのか、教えていただけますか。

今井生活環境企画課長 外国人観光客に交通安全関係のチラシを直接配布ということは、正直余りできていないですが、外国の運転免許から日本の運転免許への切替え——外免切替えを国が厳格化しております。外国人観光客が日本に来てすぐに運転することは今までできていたのですが、非常に厳格化されておまして、なかなか簡単に免許が取れない状況になっております。

我々としても、外国人観光客に交通ルールの徹底をいかに周知していくかは課題として思っておりますので、今後、どういったことができるのかを検討していきたいと思います。

猿渡委員外議員 多言語での周知はなかなか難しいかと思いますが、そういう場合、ホームページなど、スマートフォンから検索すればルールが出てくるなど、そういうことも考えられるのではないかと思いますので、今後、関係機関と連携しながらお願いいたします。

岡野委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

岡野委員長 ほかに質疑等もないようですので、次に、④について報告をお願いします。

宇都宮食品・生活衛生課長 資料8ページを御覧ください。

一般公衆浴場に対する物価統制令による統制額の見直しについて、御説明します。

1 現状・課題について、一般公衆浴場は保健衛生上必要な施設として、都道府県が物価統制

令により入浴料の上限額を設定しています。しかし、近年、物価上昇や人件費高騰により運営コストが増大しており、特にボイラー加温を行う浴場では、燃料費の高騰が経営を圧迫しているとの声も聞かれます。そのため、低所得者等への影響も考慮に入れつつ、令和4年以来となる上限額の見直しを検討したいと考えております。

次に、2 公衆浴場について、公衆浴場法が許可対象とする公衆浴場は一般公衆浴場とその他の公衆浴場の2 種類に分類されており、一般公衆浴場は1 2 1 施設、その他の公衆浴場は4 5 1 施設が県内にございます。

3 物価統制令は戦後のインフレ対策として制定された法令で、現在は一般公衆浴場のみに適用されています。この法令により、入浴料金の上限額は国が定める省令に基づき、都道府県知事が区分ごとに定めています。

4 九州各県の状況ですが、福岡県が5 5 0 円と最も高く、当県の4 3 0 円は長崎県に次いで低い金額となっております。全国を見てみますと、大阪府の6 0 0 円が全国最高額となっております、全国平均は4 9 1 円となっております。

5 入浴料金調査・諮問について、まずは実態把握のため、今月から8 月にかけて県内の民営の一般公衆浴場に対する基礎調査や実態調査を実施し、経営状況の取りまとめを行います。その結果を踏まえ、大分県公衆浴場入浴料金委員会を設置し、学識経験者や消費者団体の方々から御意見を伺い、必要であれば統制額の上限額の改定を行います。

岡野委員長 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

岡野委員長 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

岡野委員長 別に質疑等もないようですので、次に、⑤について報告をお願いします。

岩屋危機管理室長 資料9 ページを御覧ください。

日米共同訓練について、御報告いたします。

6 月2 0 日から3 0 日までの1 1 日間の日程で、本県では1 1 回目となる日米共同訓練が、日出生台演習場、十文字原演習場及び大分港で実施されております。訓練には、日本側が陸上自衛隊約4, 2 7 0 名、アメリカ側は海兵隊等約5 7 0 名が参加し、戦闘・射撃訓練や航空機の燃料補給訓練などが行われます。県では5 月2 2 日の国の実施公表後、直ちに訓練の詳細や地元市町との連携体制などを確認するとともに、5 月2 7 日に副知事が九州防衛局を訪問いたしました。そこで、まずは戦車事故についての原因究明と徹底した安全管理、さらにその丁寧な説明を求めるとともに、訓練については地域住民の不安解消のため万全の措置を講ずるほか、米軍実弾射撃訓練を含む大規模な訓練が連続することがないように要請したところでございます。

現在、県庁内に日米共同訓練等対策班を設置し、情報収集や現地巡回等を行っているところでありまして、引き続き、県民の安全・安心の確保に向けて、関係市町や県警察と連携して対応してまいります。

岡野委員長 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

玉田委員 本当に大変な業務で、確認ですが、知事の答弁でもありましたけれども、米軍実弾射撃訓練を含む大規模な訓練が連続することがないように要請したということで、この要請の中に移転訓練も含まれると私は思ったのですが、その辺についていかがでしょうか。

岩屋危機管理室長 この要請が令和7 年に、年内に日米共同訓練、さきほど言いました米軍の移転後に実弾射撃訓練や日米共同訓練が年に3 回開催されることもありまして、それに伴いまして、地元の方の負担が増しつつあると我々も承知しておりますので、そういったことができるだけ、訓練自体は国の管理で行われるものですが、その期間を少しでも空けてほしいと、それを含んだ要請を行っております。

玉田委員 移転訓練も含んだ要請ですね。

それで、私もいろいろと混同してしまうので

すけれども、合同訓練とSACO合意による訓練は、実施主体が違うと考えていいですね。国による場合、それから、米軍海兵隊の訓練ということで。

SACO合意について、合意は155ミリリゅう弾砲に限定ということですよ。その火器が拡大することについて、県の将来にわたっての縮小・廃止という立場からすると、今のSACO合意が限定というところからのスタートで、そこから縮小・廃止という立場だと私は考えていますけれども、その見解で間違いないですよ。

岩屋危機管理室長 米軍の実弾射撃訓練ですが、本県に平成9年から持って来られた際に、確かにおっしゃるとおり、155ミリリゅう弾砲に限った訓練が移転されておりました。

その後、平成18年に小火器が追加された際に、米軍からそういう申出がありまして、国に説明があった際に、沖縄県で当時から砲陣地防御訓練として、小火器とりゅう弾砲の訓練が一体のものとして行われていましたと。日米合意の中で、SACO合意の中で同質・同量の訓練を持って来る話の中で、その同質・同量の中に小火器が含まれる説明があったものです。

また、同じく今回、九州防衛局が、昨年末、我々にも砲陣地防御の4種の火器を加えるという話も同じような立て付けで、その当時の沖縄県で行われた訓練の砲陣地防御訓練の中で、対装甲車両の迫撃砲なども使われていたということで、一体のものとして行われている、同質・同量の訓練という説明を我々は現在受けているところでございます。

玉田委員 聞こうと思ったところまで説明していただき、ありがとうございます。

間に立って非常に大変だと思いますけれども、ただ、将来にわたって縮小・廃止という立場で、SACO合意で沖縄県以外のところに移転を受け入れてきた経緯があって、そのときに155ミリリゅう弾砲の限定で受け入れ、結果として拡大しているイメージを持たれることもあるので、そこについては、県民側というか、住民側の不安解消の立場に立って、しっかりと

意見を言っしてほしいと思っています。よろしくお願いします。

岩屋危機管理室長 県としては、将来にわたる縮小・廃止をベースとしてあらゆる交渉をしておりますので、それに反することがないように、九州防衛局が窓口になっておりますので、しっかりと話を進めていきたいと考えております。

守永委員 関連ですけれども、今、155ミリリゅう弾砲の夜間射撃が行われています。冬期については20時までということで、これは自衛隊との申入れを米軍においてもということで、米軍本体に伝わっているのかがいつも不安に思います。いつだったか5日間夜間訓練が続いた、20時以降の訓練が続いたときの状況を踏まえて、米軍もそれは意識しているだろうと。特に春先、4月以降に実施されたときには、完全に意識しての行動だったと思っています。

以前、夜間訓練は沖縄県でもしていたという話が出たことがあったのですが、それを踏まえて、県民クラブで沖縄県に調査に行ったことがあります。そのときの調査で、沖縄県で新聞報道されていた訓練の記録を全部めくって調べて、結局夜間訓練はしていなかったということをはっきりさせたけれども、そういうのを逐一実際にそうだったのかを確認するのは大変な作業になってしまいますが、九州防衛局や米軍としっかりと議論していただいて、縮減に向けてどういう方策があるのかを是非積極的に県としても関わって議論していただければと思いますので、何とぞよろしくお願いいたします。

岩屋危機管理室長 なかなか県が米軍と直接話はできませんが、九州防衛局が米軍と緊密に話をしている話を我々も聞いております。ですので、我々の状況につきましても九州防衛局に丁寧に説明しておりますので、これからもそういった形で、現地の情報も個人の情報も含めまして、連携をしながらしっかりと交渉を進めていきたいと考えております。（「よろしくお願いします」と言う者あり）

岡野委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

岡野委員長 委員外議員の方は、質疑等はありません。

ませんか。

猿渡委員外議員 今、将来にわたる縮小・廃止に向けてと言われたけれども、この間の知事の答弁で、県民や地域住民の負担が増してきていると答弁されています。訓練が拡大していないのか、縮小・廃止という方針に反しないのかどうかという判断基準があるのかということをして地元の方は非常に心配していらっしゃる。判断基準になる評価項目があるのか、その判断基準を住民や県民に説明していただきたい。騒音、安全性、訓練の密度、住民生活への影響などを評価対象に含めるのかについてどうなのか。

全体的に新しいものを取り入れたり、規模も大きくなったりしています。そういう中で、今回も規模が4, 840人、オスプレイ6機使用ということで、自衛隊員の人員確保が厳しい状況も全体としてあるときに、自衛隊員一人一人への負担が非常に増してきているのは現状としてあるのではないかと思います。新しいものを操作しないといけないけれども慣れてない、練度が高まっていないなどがあって、安全性という面で大変厳しい状況になっているのではないかと、自衛隊員も疲労度が増しているのではないかという思いもあります。

そういう点も含めて、国に向けて、縮小・廃止という点に立って声を上げていただきたい、そういうことも含めた判断をしていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

岩屋危機管理室長 まず、判断基準についてのお話があったと思います。

全体としての負担が増しているというお話ですけれども、日米共同訓練を含む他国軍との訓練という全体としての訓練と、縮小・廃止を訴えている米軍の104移転訓練という多分二つのことがあると思います。

まず、米軍の実弾射撃訓練には、正規の期間である10日間という中で、今回についても、例えば、口径の大きいりゅう弾砲から小火器になるということで、同質の条件であれば、少なくとも戻っているような形の部分は小さくなるだろうというところと、10日の期間を8日間にするところをもちまして、その期間、その訓

練に限っては、必ずしも拡大にはならないだろうという形で受け入れたという前回の経緯があります。

おっしゃっているのは全体としてのこの負担の話になると思いますけれども、日出生台演習場で年間300日ぐらいの訓練が行われている実情があります。その全体の中で考えながら、米軍の実弾射撃訓練は10日ですが、それ以外のものを含めて、全体として大規模な他国軍との訓練等があると当然地域の方の負担も大きくなるということで、さきほどお答えしましたように、先日、九州防衛局に行った際に、訓練の日程等が連続しないように調整をお願いしたい、全体の総量についてのお願いを県からしているところでございます。

続きまして、今度は装備等が増えたというお話ですけれども、そちらについては、当然訓練自体が、自衛隊もそうですし、隊員の練度を上げるのも自衛隊が本来当然に考えるべきだと思いますが、それによって事故等があったとはならないと我々も思っています。先の知事の答弁でも、今回の事故を受けて、隊員のメンタルケアについてもしっかりとお願いしたいという形で触れさせていただいたところですが、そういったところも含めた安全性につきましては、当然国で複雑な国際情勢というものもあるとは思いますが、その中ともバランスを取りながらしっかりとやっていただきたいと、我々もそのように考えてはおります。

岡野委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

岡野委員長 ほかに質疑等もないようですので、次に、⑥について報告をお願いします。

山口防災対策企画課長 資料10ページを御覧ください。

報第2号令和7年度大分県一般会計予算事故繰越し繰越計算書について、地方自治法施行令の規定に基づき、御報告いたします。

生活環境部関係では、県庁防災体制強化事業3, 795万円について、事故繰越を行っております。

この事業は、発災時に避難所の良好な衛生環

境を維持するため、県内6か所の振興局にトイレカーを配備したものでございます。

今回、受託事業者が車両の整備及び登録に日数を要したことから年度内の納車ができず、繰越いたしました。

なお、納車は4月3日に完了済みでございます。

岡野委員長 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

岡野委員長 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

岡野委員長 別に質疑等もないようですので、以上で、諸般の報告を終わります。

以上で、予定されていた案件は終わりましたが、この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

岡野委員長 別にないようですので、これをもって、生活環境部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れ様でした。

また、委員外議員の方もお疲れ様でした。

委員の皆様は、この後、協議を行いますので、このまま御着席願います。

〔委員外議員、生活環境部退室〕

岡野委員長 これより、内部協議に入ります。

まず、閉会中の所管事務調査について、お諮りいたします。

お手元に配付のとおり、各事項について閉会中、継続調査をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

岡野委員長 御異議がないので、所定の手続を取ることにいたします。

次に、県外所管事務調査についてです。事務局に調査行程案を説明させます。

〔事務局説明〕

岡野委員長 ただいまの説明のとおり、秋田県の調査を考えております。

この行程表案で実施することとしてよろしいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

岡野委員長 それでは、この案に沿って、調査を実施したいと思います。

今後の調整にあたっては、委員長に御一任願います。

なお、都合により欠席する場合や途中離脱を行う場合は、早めに事務局へ連絡をお願いします。

以上で、本日の協議事項は全て終了しました。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

岡野委員長 別にないようですので、これをもって、委員会を終わります。

お疲れ様でした。